

令和6年度分 市民税・県民税申告書 (あて先) 鹿児島市長 令和6年2月16日提出

現住所	山下町〇番1号	電話番号	090-XXXX-XXXX
令和6年1月1日現在の住所	伊敷〇丁目〇番1号	業種・職業(勤務先)	〇〇株式会社
フリガナ	カゴシマ タロウ	個人番号	123456789123
氏名	鹿見島 太郎	世帯主名	鹿見島 太郎 続柄 本人
生年月日	明・大・昭・平・令 24年1月11日	整理番号	

1

●必要事項●

現住所・フリガナ・氏名・生年月日・電話番号等を記入してください。

※申告者本人のマイナンバー(個人番号)を記入し、次の①・②の書類をご提示ください。

(郵送申告の場合は、写しを添付してください。ただし、写しの返却はできません。)

①番号確認書類:マイナンバーカード・住民票(マイナンバー記載)などのいずれかの書類

②身元確認書類:マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証などのいずれかの書類

※「本市で宛名を印字した市民税・県民税申告書」を提出する場合は、「②身元確認書類」は不要

※代理申告の場合は、申告者本人の上記①及び代理人の上記②の提示が必要

3

●所得控除の内訳●

※該当する所得控除の内訳を該当欄にご記入ください。

1 収入金額等	2 所得金額	3 所得から差し引かれる金額に関する事項
① 営業等 1 ② 業 2 ③ 不 産 5 1,000,000 ④ 利 子 6 ⑤ 配 当 7 ⑥ 給与 区分 64 8 1,658,970 ⑦ 公的年金等 10 1,850,371 ⑧ 業 務 60 ⑨ その他 61 900,000 ⑩ 短 期 12 ⑪ 長 期 13 ⑫ 一 時 14	① 営業等 16 ② 農 業 17 ③ 不 動 産 20 510,750 ④ 利 子 21 ⑤ 配 当 22 ⑥ 給 付 23 ⑦ 公的年金等 24 ⑧ 業 務 62 ⑨ その他 63 40,000 ⑩ 合 計 25 ⑪ 一 時 26 ⑫ 合 計 27	⑬ 社会保険料控除 150,000 円 ⑭ 小規模企業共済等掛金控除 50,000 円 ⑮ 生命保険料控除 350,000 円 ⑯ 地震保険料控除 25,000 円 ⑰ 寡婦・ひとり親控除 2 級 度 ⑱ 障害者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 48 万円 ⑲ 扶養控除 1 級 度 ⑳ 16歳未満の扶養親族(扶養控除対象外) 21 級 度 ㉑ 雑損控除 277,500 円 ㉒ 医療費控除 277,500 円

※給与と公的年金等の所得は本市にて計算するため、記入を省略できます。

※こちらは記入を省略できます。(右欄の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」は必ずご記入ください。)

12 社会保険料控除

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等の支払いがある場合

※支払った保険料等の金額をご記入ください。

13 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済法に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく個人・企業型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金がある場合

14 生命保険料控除・15 地震保険料控除

生命保険契約や生命保険共済等の保険料、地震保険料等を支払った場合

※支払った保険料の金額をご記入ください。

●控除額(下記の表3・表4をご覧ください。)

16 寡婦・ひとり親控除

※次のいずれかの要件に該当する場合

(1) 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下の者)がいる方(ひとり親)

(2) (1)に該当する方を除き、夫と死別又は離婚後、再婚せず、扶養親族がいる方(寡婦)

(3) 夫と死別後再婚していない方(寡婦)

※(1)~(3)のいずれについても、申告者本人の合計所得金額が500万円を超える方や住民票の続柄に「夫(未婚)」、「妻(未婚)」の記載がある方は対象外

●控除額(寡婦26万円、ひとり親30万円)

17 勤労学生控除

大学・各種学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下であり、その金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合

●控除額(26万円)

18 障害者控除

申告者本人や同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合

※身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、障害者控除対象者認定書(特別障害者)の交付を受けている方等は特別障害者に該当

●控除額(26万円 ※特別障害者は30万円)

※特別障害者の扶養親族等が同居の場合は、控除額に23万円を加算

19 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

同一生計配偶者:納税義務者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下の方

控除対象配偶者:同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者の配偶者

20 雑損控除

災害や盗難、横領により住宅や家財等に損害を受けた場合

※災害関連支出の領収書・り災証明書等(写し)を添付

●控除額(次のいずれか多い方の金額)

(1) 差引損失額-(総所得金額等の合計額×10%)

(2) 災害関連支出の金額-5万円

21 医療費控除

医療費やスイッチOTC医薬品等購入の費用等がある場合

●控除額(同封の「医療費控除の明細書」等をご覧ください。)

セルフメディケーション税制の適用を受ける場合、□に「✓(チェック)」を記入

所得控除額算出表

表3(生命保険料控除額表)

新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)		旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)	
①新生命保険料 ②新個人年金保険料 ③介護医療保険料	控除額	④旧生命保険料 ⑤旧個人年金保険料	控除額
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額
12,000円以下	支払額全額	15,000円以下	支払額全額
12,001円~32,000円以下	支払額×1/2+6,000円	15,001円~40,000円以下	支払額×1/2+7,500円
32,001円~56,000円以下	支払額×1/4+14,000円	40,001円~70,000円以下	支払額×1/4+17,500円
56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円

上記で算出した控除額から次の計算を行います

①+④=I(最高28,000円)⇒又は②のうちのいずれか高い金額...一般生命保険料控除(A)

③で計算した金額...介護医療保険料控除(B)

②+⑤=II(最高28,000円)⇒又は⑤のうちのいずれか高い金額...個人年金保険料控除(C)

(A)+(B)+(C)=生命保険料控除額(最高70,000円)

表4(地震保険料控除額表)

区分	支払保険料	控除額
1.地震保険料	支払額の1/2(最高25,000円)	
	5,000円以下	支払額全額
2.(旧)長期損害保険料	5,001円~15,000円以下	支払額×1/2+2,500円
	15,001円以上	一律10,000円

※1と2が両方ある場合は、それぞれ計算した金額の合計(最高25,000円)

●基礎控除

納税義務者の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

●配偶者控除・配偶者特別控除

納税義務者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の合計所得金額	配偶者控除	48万円以下	一般の控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円
	配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円			
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円		
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円		
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円		
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		
133万円超				適用なし	

20 扶養控除

生計を一にする親族(配偶者を除く)の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合

●扶養控除額表

区分	扶養親族の該当者	控除額
一般扶養	16歳以上(平成20年1月1日以前生まれ)で下記以外の方	330,000円
特定扶養	19歳以上23歳未満(平成13年1月2日~平成17年1月1日生まれ)の方	450,000円
老人扶養	70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)の方	380,000円
同居老親等	老人扶養のうち、申告者本人や配偶者の直系尊属(父母や祖父母)で同居している方	450,000円



※該当する収入及び所得金額を、該当欄にご記入ください。

6 営業・不動産所得の収支内訳書 (令和5年 月 日 ~ 月 日)

Table with columns for '所得の種類' (Type of Income) and '金額' (Amount). It is divided into '収入金額' (Income Amount) and '必要経費' (Necessary Expenses). Rows include items like (1) Sales, (2) Home consumption, (15) Interest, (16) Rent, (17) Water/light, (18) Travel, (19) Advertising, (20) Entertainment, (21) Repairs, (22) Consumables, (23) Insurance, (24) Necessary expenses, (25) Special expenses, (26) Depreciation.

7 減価償却費の計算

Table for depreciation calculation with columns: 減価償却費の名称等 (Name of depreciation), 取得年月 (Acquisition month), 取得価格 (Acquisition price), 耐用年数 (Useful life), 償却率 (Depreciation rate), 本年中の償却額 (Depreciation amount in this year), 本年分の普通償却費 (General depreciation for this year), 本年分の必要経費 (Necessary expenses for this year), 未償却残高 (Remaining undepreciated amount).

8 給与と収入の内訳

Table for breakdown of wages and income with columns: 月 (Month), 日 (Day), 給与 (Wage), 勤続日数 (Tenure days), 月収 (Monthly income).

9 配当所得に関する事項

Table for dividend income with columns: 配当所得の種類 (Type of dividend), 支払確定年月 (Payment determination month/year), 収入金額 (Income amount), 必要経費 (Necessary expenses).

10 雑所得 (公的年金等以外) に関する事項

Table for miscellaneous income with columns: 雑所得の種類 (Type of miscellaneous income), 収入金額 (Income amount), 必要経費 (Necessary expenses).

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table for total transfer/one-time income with columns: 総合譲渡 (Total transfer), 短期 (Short-term), 長期 (Long-term), 一時 (One-time).

12 事業専従者に関する事項

Table for business family members with columns: 氏名 (Name), 年齢 (Age), 生年月日 (Date of birth), 個人番号 (Personal number), 従事月数 (Months worked), 専従者給与 (Controlled salary).

14 寄附金に関する事項

Table for donations with columns: 寄附先 (Recipient), 寄附金 (Donation amount).

15 鹿児島市内に事業所・家屋敷を有する方

Table for business locations/houses in Kagoshima with columns: 事業所 (Business location), 所在地 (Address), 納税通知書送付先 (Tax notice recipient).

17 所得金額調整控除に関する事項

Table for income adjustment deductions with columns: フォイゴ (Foyigo), 氏名 (Name), 住所 (Address), 生年月日 (Date of birth), 明大 (Mingda), 平均 (Average), 別荘 (Villa), 別荘の場合 (In case of villa), 別荘の住所 (Villa address).

8 申出書 (令和5年1月~12月に収入のなかった方) ※該当するものに○をして、必要事項をご記入ください。

Section 4: 収入のなかった方など. Includes text about reporting no income and a form for reporting no income.

① 営業等 ② 農業 ③ 不動産

収入金額 - 必要経費 = 所得金額

※「6 営業・不動産所得の収支内訳書」にも記入(農業は専用の計算書に記入)

※減価償却費がある方は、「7 減価償却費の計算」にも記入

④ 利子 収入金額 = 利子の所得金額

⑤ 配当 収入金額 - 株式等の取得に要した負債の利子 = 配当の所得金額

※「9 配当所得に関する事項」にも内訳を記入

⑥ 給与 源泉徴収票がない方等は、「8 給与と収入の内訳」にも記入し、その合計額を「1 収入金額等」の「⑥給与」に記入

⑦ 雑 (公的年金等)

年金の源泉徴収票 (下の見本を参照) の「支払金額」を

「1 収入金額等」の「雑 (⑦公的年金等)」に記入

※年金の源泉徴収票が2枚以上ある方は、その合計額を記入

Table showing a sample of a public pension source tax statement (源泉徴収票) with columns for recipient, payer, and amounts.

※「2 所得金額」の「雑 (⑦公的年金等)」は、下記の表1より算出できます

⑧ 雑 (業務) ・ ⑨ 雑 (その他)

公的年金等以外 (個人年金を含む) の雑所得については、収入、経費等を

「10 雑所得 (公的年金等以外) に関する事項」にも内訳を記入

※下の式で算出した所得金額を、下記の所得の種類を表を参考に

「2 所得金額」の「雑 (⑧業務) ・ (⑨その他)」に記入

収入金額 - 必要経費 = 所得金額

⑩ 総合譲渡・一時

「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも内訳を記入

■ 寄附金に関する事項

「14 寄附金に関する事項」に寄附先と金額を記入 ※寄附した団体から交付を受けた寄附金受領証明書 (写し) を添付 ※控除対象となる寄附金は条例で指定しています。詳しくは、本市HPをご参照ください。

■ 所得金額調整控除に関する事項

給与収入等が850万円を超える方で一定の要件を満たす方は所得金額調整控除を受けられます。詳しくは市民税課までご連絡ください。

所得の種類

Table mapping '所得の種類' (Type of Income) to '収入(所得)の内容' (Content of Income) and '必要経費等' (Necessary Expenses). Categories include Business, Real Estate, Interest, Dividends, Salary, Miscellaneous, and Transfers.

所得金額計算表

表1 (公的年金等所得の計算表)

Table 1: Calculation of public pension income. Columns: 受給者の年齢 (Age of recipient), 収入金額(A) (Income amount A), 所得金額 (Income amount).

表2 (給与所得の計算表)

Table 2: Calculation of salary income. Columns: 収入金額(A) (Income amount A), 所得金額 (Income amount).